令和９年度 和木こども園等利用案内

子ども・子育て支援新制度 １号認定（教育認定こども）に係る教育・保育給付認定申請等について

和木町立和木こども園や、私立幼稚園等（以下、「こども園等」といいます。）を利用する方に必要な教育・保育給付認定申請手続きです。手続き等に必要な書類等は下記の通り記載しています。

下記内容をよく読んで、申請してください。

１　教育・保育給付認定申請書

新たに、こども園等を利用する方については「教育・保育給付認定申請書」の提出が必要となります。この申請に基づき教育・保育給付認定をおこないます。

	必要な書類	注意点
番号１	教育・保育給付認定申請書	
番号２	マイナンバー記入表	必要事項をご記入の上、同意していただければ、システムより閲覧します。同意されない場合は、記入表裏面に添付書類の貼付が必要となります。

２　教育・保育給付認定の有効期間

認定区分	有効期限
１号認定	小学校就学の始期に達するまで

３　教育・保育給付認定証等の送付について

３月上旬に教育・保育給付認定証等を送付します。

４　教育・保育給付認定申請に関するお問合せ

教育委員会事務局（５３－３１２３）

※転出や、退園の際は、教育・保育給付認定証の返還をお願いします。教育・保育給付認定通知書の場合は返還不要です。